建設工事修補取扱基準

第1 趣旨

この基準は、建設工事の修補の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 適用

この基準は、静岡市が施工する建設工事に適用する。

第3 修補の通知

検査の結果、検査に合格せず修補が必要であると建設局土木部技術政策課長(以下「技術政策課長」という。)が認めたときは、工事修補通知書(静岡市工事検査実施要綱(平成15年4月1日施行)様式第8号)により主管課長に通知するものとする。

第4 措置

主管課長は、工事修補通知書により通知を受けたときは、当該工事の請負人に対し、修補を 命ずるものとする。ただし、修補の事由が、次の(1)又は(2)の場合にあっては、検査員 の指示(口頭により改善を求めることをいう。)によることができる。

- (1) 構造上又は機能上支障とならない軽微なもの
- (2) 現場の清掃、後片付け等の不備

第5 完了届

主管課長は、修補を完了したときは、工事修補完了届(静岡市工事検査実施要綱 様式第9号)を技術政策課長に提出するものとする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。